

あとがき

本書は、筆者が北九州市立大学に提出した博士論文「戦時性暴力について」に加筆し修正を加えたものである。本書は、戦時性暴力が軍隊の構造的暴力であることを明らかにした上で、第二次世界大戦中の日本軍による組織的・大規模な性暴力である、いわゆる「慰安婦」問題に焦点をあて、日本軍「慰安婦」制度の性暴力構造を明らかにしようとするものである。そして、戦時性暴力の延長としての平時の軍人による性暴力、第二次世界大戦後の民族紛争下における性暴力が、軍隊の構造的暴力にあたるのかについても、若干ではあるが検討を加えている。

本書は基本的に、軍隊によって平和を構築しようとする政策に反対する立場をとる。暴力組織である軍隊によって、人間にとっての真の安全保障が実現されるとは考えられないし、実際、戦時に人々の性や生命は脅かされてきた。そして、筆者が生まれ育ち居住する沖縄では、大規模な在日米軍基地において、日々行われる軍事訓練から派生する基地被害によって、平時でも我々は毎日の生活を脅かされ続けている。

しかし、現実には多くの国家が、軍隊による平和構築を政策の手段として選択している。筆者は、軍隊を手段としてとるべきではないと考えるが、軍隊によって平和を構築しようとする国家は、軍隊の構造的暴力のために発生する被害に対して、責任を負わなければならない。個々の軍人によって侵される性暴力が、軍隊の構造的暴力の発現であるならば、国家・軍隊は、性暴力の発生を予防し、発生した被害に対して被害者の負った損害に見合うだけの責任をとらなければならないと考える。

本書では、戦時性暴力に関する先行研究を整理し、戦時性暴力が軍隊の構造的暴力であることを示した。その上で、公文書等と被害者証言の双方から、日本軍「慰安婦」制度の構造を明らかにした。

本書は、第二次世界大戦下の「慰安婦」制度における性暴力に、重点をおいで考察している。売買春「制度」を装った性奴隷制であった、「慰安婦」制度の

構造を明らかにし、被害の実態を再認識し、責任の所在を明らかにし、どのような責任をとるべきかを、日本の裁判所の判決、2000年の女性国際戦犯法廷の判決の両方を検討する中で考察した。

日本政府・日本社会は、日本軍「慰安婦」問題をあまりにも長く放置しすぎた。「慰安婦」訴訟だけではなく、女性国際戦犯法廷においても、旧日本軍による組織的・大規模な性犯罪が明らかになっているにも関わらず、向き合おうとせず、事実の風化に手を貸し続けている。また、2014年8月には『朝日新聞』が、「慰安婦」の強制連行に関する吉田清治氏（元山口県労務報国会下関支部動員部長）の証言（以下、吉田証言とする。）が虚偽であったとして報道を取り消した。当然のことであるが、強制連行の1つの証拠であった吉田証言が虚偽であるからといって、他の多くの「慰安婦」証言や「慰安婦」問題そのものがなかったことにはならない。個々の事例の中には、暴力的な強制徴集・連行が多くあったことは、本文ですでに述べた。甘言や欺瞞による徴集・連行の事例であっても、「慰安所」内における過酷な性暴力は、被害者たちの意に反して強制されたものであり、強制は存在した。そもそも「慰安婦」問題は単に強制の有無の問題ではなく、組織的な性暴力、性奴隷制が全体として問題なのである。そして、その責任から目を背け、現在まで被害者を救済せず放置し続ける日本政府や日本社会は問題解決を阻んでいる。「慰安婦」制度の構造的暴力の側面、軍隊による性暴力の歴史を直視し、誠実に向き合うことが、現在も続く軍隊による性暴力の問題性に目を向けることにつながると考える。

軍隊の構造的暴力というテーマからすると、本書が提示する研究成果は、限られたものであるが、「慰安婦」問題と軍隊の構造的暴力としての性暴力との関係を明らかにした上で、日本軍や当時の日本社会に由来する「慰安婦」制度の特殊性を示し、従来から「慰安婦」問題についてなされてきた被害実態の解明と責任追及のための歩みを、現代の問題として認識すべきものとして、再構成しようと試みた。本書で明らかに示したことは、「慰安婦」問題は、過去の問題ではなく、いまだ終結していない現代の問題であり、第二次世界大戦後も続く軍隊による性暴力と連続しているということである。今後は、「慰安婦」問題や平時の軍隊による性暴力を含め、残された課題について考察を進めたい。

なお、本書は書き下しであるが、「慰安婦」訴訟に関しては、以下のすでに刊行した論文を参考にした。

- 「従軍慰安婦裁判——原告の訴えるもの——」沖縄大学法経学部紀要9号(2007年)
「戦後補償立法と被害者救済——いわゆる従軍慰安婦裁判を契機として——」沖縄大学法経学部紀要14号(2010年)
「『慰安婦』訴訟の意義と課題」沖縄大学地域研究所紀要地域研究13号(2014年)

1995年9月に沖縄で発生した米軍人3名による少女暴行事件を契機として、軍隊による性暴力の問題に関心を持った筆者は、日本国憲法の平和主義、日米安全保障条約と地位協定の矛盾、性的自由等に取り組む中で、旧日本軍による性暴力の問題が清算されていないこと、平時の軍隊による性暴力に対するためには、戦時性暴力についての追求が必要であること、そして分野横断的な知識が必要であることに気付かされた。本書の基になった博士論文の執筆にあたっては、法学、政治学を専門とする先生方のご指導があり、さまざまな専門分野の論文を読む中で多くのことを学ぶことができた。

本書の刊行は、中道壽一北九州市立大学名誉教授の熱心なご指導がなければ実現しなかった。中道先生に深く感謝申し上げます。そして、秋林こずえ同志社大学教授、岡本博志北九州市立大学教授からも、貴重なご指導、ご配慮をいただいた。先生方に深く感謝申し上げます。

そして、多くのご指導、ご厚意をいただいている沖縄の諸先生方、軍隊による女性・少女に対する暴力の問題に共に取り組んでいる沖縄・日本の女たちに、心よりお礼申し上げます。

本書の刊行にあたって多大なご配慮を頂いた法律文化社編集部舟木和久氏、同社の皆様に心よりお礼申し上げます。

本書の執筆中にも、日に日に大きく育っていく我が子の生きる世界が、あらゆる暴力から自由で平和な社会になることを願って。

2014年9月
高良 沙哉